

北朝鮮のミサイル脅威をどう抑えるのか？

北朝鮮のミサイル発射をめくって日本人の怒りが高まっている。今回は、5月にテポドン2号の発射準備とみられる動きが判明、外交的な努力で発射を止める試みが行われ、危機が去ったと



思われた時、
米国独立記念の7月4日に予想を超える7発ものミサイルが発射されたのだ。

日本時間の7月5日、北朝鮮がミサイルを発射。確認された7発のうち、長距離のテポドン2号は3発目で、残り6発は短距離ミサイルだったが、短距離と言っても千キロを飛び西日本が射程に入る。発射は日本側に正式通告なく行われ、沿岸から数百キロ離れた日本海に着弾。テポドン2は打ち上げ途中で失敗したと見られている。

日本政府が北朝鮮包囲網をリード

北朝鮮は日朝平壤宣言(02年)でミサイル発射の凍結を約束したので、日本政府は「日朝平壤宣言違反」と非難。が、北朝鮮は日米交渉が断絶状態なので約束を破っていないと反論。日本は「全ての制裁措置を検討する」と表明、貨客船万景峰(マンギョンボン)号の入港半年間禁止など9項目の制裁措置を決めた。さらに、安保理の非常任理事国として「北朝鮮問題をリードできる」と読んで、日本政府は北朝鮮への国際的包囲網づくりに動いた。日本が中心となり、日米英

北朝鮮ミサイル、テポドン2号の脅威

テポドン2号は3000~6000kmを飛ぶ弾道ミサイル。射程が1000~1500kmのノドンミサイルと、ソ連が開発した弾道ミサイルスカッドが組み合わされた。1993年5月にノドンが日本海に向け試射。1998年8月にテポドン1号が試射、日本上空を越え太平洋に落下。ノドン発射もテポドン1号発射も国際的非難を受けなかった。が、2005年5月に北朝鮮が核保有を宣言したので、「核保有国」のミサイル発射が脅威と認められたわけだ。

仏4ヶ国で7日、北朝鮮制裁決議案を国連安全保障理事会に共同提出したのである。

安保理が全会一致で北朝鮮非難決議

この決議案は、制裁の根拠となる国連憲章第7章にもとづくものだったが、中国とロシアが反対して拒否権行使まで明言した。このため、日米が中国に配慮して第7章の削除に同意。中国とロシアも当初より強い文言を受け入れた。この結果、15日の安保理で全会一致15ヶ国の賛成で決議が採択された。決議は、加盟国に「北朝鮮のミサイル開発・大量破壊兵器に関連した物資や資金の移転」を阻止することを要求。北朝鮮には複数の弾道ミサイル発射を非難し、ミサイル開発活動の停止や発射凍結、6ヶ国協議への無条件復帰などを求めた。

広がるミサイル技術移転の脅威

今回の発射は、約束違反や無通告の問題があるとしても、他国に直接の脅威を与えたものではない。しかし、安保理が全会一致で非難決議を

あげたのは、北朝鮮のミサイル開発がその核開発とあわせて国際平和への脅威となるからである。それは、イランなどが北朝鮮からのミサイル技術導入を図り、北朝鮮がミサイル開発能力を示したからである。いま韓国は北朝鮮との融和政策をとってきたが、今回の事件でその路線が大きく揺らいでいる。日米韓中露と北朝鮮による6か国協議という、平和的交渉の場に北朝鮮が復帰して、ギブアンドテイクの交渉によって東アジアの平和が保たれることが期待される。

不当な株式投資への批判

村上ファンド代表の村上世彰逮捕

ニッポン放送株の売買で村上ファンドがインサイダー取引をしたとして、東京地検特捜部は6月5日同ファンド代表の村上世彰容疑者(46)を、証券取引法違反の疑いで逮捕。ライブドアの堀江貴文被告と共に、一時は“時代の寵児(ちょうじ)”と言われた2人がそって「錬金術」の違法性を追及された。



村上代表は2004年11月8日ごろ、ライブドア(LD)の幹部からニッポン放送株の5%以上を取得する方針を知らされた。その後12月中旬からニッポン放送の株を大量に購入。LDとフジテレビとの間でニッポン放送株をめぐる争奪戦が起きて株価が急騰すると、村上ファンドは翌年2月までに買った同放送株を大量に売却し、30億円前後の利益を得たとされる。これがインサイダー取引という違法行為となる。(右参照)

村上氏は1983年東大法学部を卒業後、通産省に入省したキャリア官僚(国家公務員のトップ)。彼は、通産省を退職後、1999年投資会社エム・エイ・シー(MAC)を設立し、日本の会社経営を大胆に批判しながら、株式投資を展開してきた。創立から7年で4000億円の運用資金を持つまでになった。

ファンドは英語で基金、つまり元になるお金。投資ファンドは、金儲けをしたいと思う人・会社(投資家)から資金を集めて、この運用資金を使って株式売買を行って、投資家の代わりに儲けるという仕組み。利益は投資家と投資ファンドが山分けする。いつも儲かるわけではなく損もある。「ハイリスク・ハイリターン」と言われる。

福井総裁、村上ファンドで大もうけ

さらに大きな問題が分かった。日本銀行の福井俊彦総裁が村上ファンドに1000万円投資し、6年間で1473万円の利益を得たことが6月20日に明らかになったのである。政界にも大きな衝撃を与え、総裁辞任を求める野党だけでなく、与党自民党からも「庶民感情からすると、違和感がある」との声があがったほどだ。庶民の預金への利子はゼロに近いからである。我々が紙幣を安心して使えるのは、紙幣を発行する日本銀行への信頼があるからである。今回の事件はその信頼を揺るがした。日銀の対応が必要だろう。

豆知識講座:インサイダー取引とは?

上場企業の株価に大きな影響を与える「重要事実」を知った者が、その事実が公表される前に株式を売買して利益を得ること。「証券取引法」で禁止。違反には3年以下の懲役または300万円以下の罰金。企業内部の未公表情報によって、株価の上がり下がり事前に予想できれば、その投資家は株価が上がる前に買い、上がったときに売って簡単にもうけられる。逆に、情報を得られない投資家は大損する。こうした不公平を避けるため、証券取引法は情報を伝えられた外部の者までも幅広く規制の対象にしている。

重要事実には、株式の公開買い付け(TOB)やそれに準ずる大規模買い付け行為が含まれ、村上ファンドの場合がこれに当たる。ライブドアがニッポン放送株の5%以上取得を目指すことを事前に知った上で、株式売買を行ったからである。